**町家（まちや）**

江戸時代（1603-1867）に武士階級ではない者のために建てられた住宅は、農民のための独立した農家と、商人や職人の住居や工房である町家の2種類に分類される。現在の都市部では町家はほとんど残っていないが、高山の2つの重要な伝統的建造物群保存地区（三町地区、下二之町、大新町）では町屋が途切れることなく並んでいる。これらの地区は江戸時代後期の商家の姿をよく表している。

町家にはいくつかの特徴がある。税金は間口の幅で決まることが多かったので、それらのほとんどは細長い形をしている。各家の一番手前の部屋は通りに面しており、日常の商売をするための店先であった。また、店先と奥の居室をつなぐ土路もしくは土間と呼ばれる廊下が設けられていた。ほとんどの町家の敷地には土蔵と裏に庭があった。

町家のデザインには、商人が特定の木材などを使用することを禁止した厳しい法律の影響を受けており、多くの家が似通ったデザインになっている。高山では、家の改築や建て替えをする際には、統治者と近所の人の許可が必要だった。商家同士の競争が激しかったため、自分の家より立派なものを建てることはたいてい許されなかった。そのため、家のデザインや大きさを統一することが奨励されていた。